

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

公告

- 国土調査の成果の認証……………三
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三
- 開発行為に関する工事完了……………四
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

告示

●東京都告示第千八百八十五号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお

いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十年十月三十一日まで

三 施行地区

港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区西麻布三丁目二番二十一号
令和二年九月十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年四月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十一月二十二日

●東京都告示第千八百八十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十二日

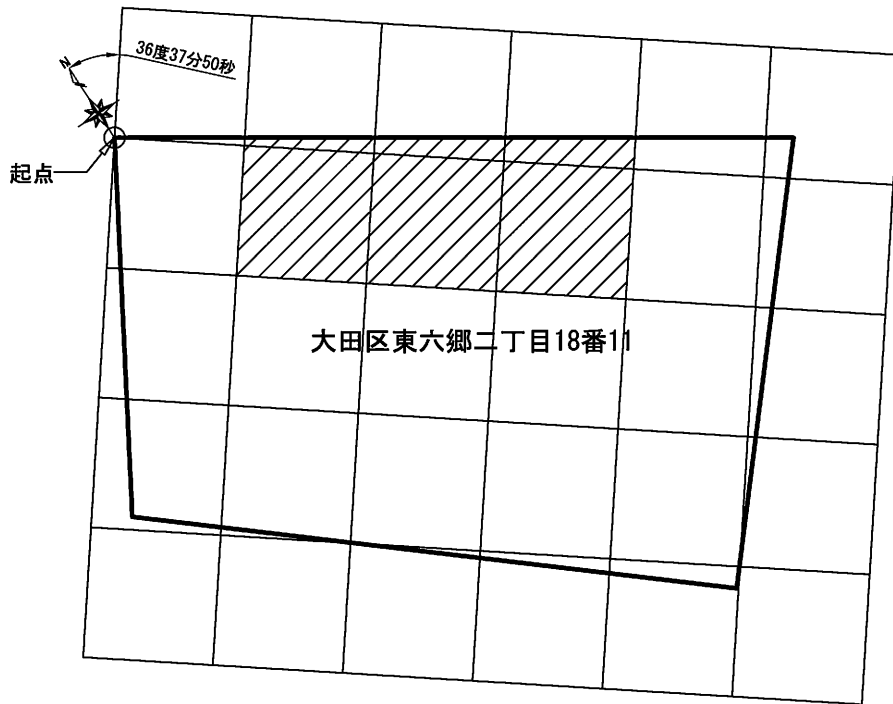
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東六郷

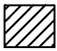
二丁目地内）



二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

 形質変更時要届出区域

 単位区画  調査対象地

【起点】

起点は、大田区東六郷二丁目18番11の最北端とする。

格子の回転角度 (36度37分50秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

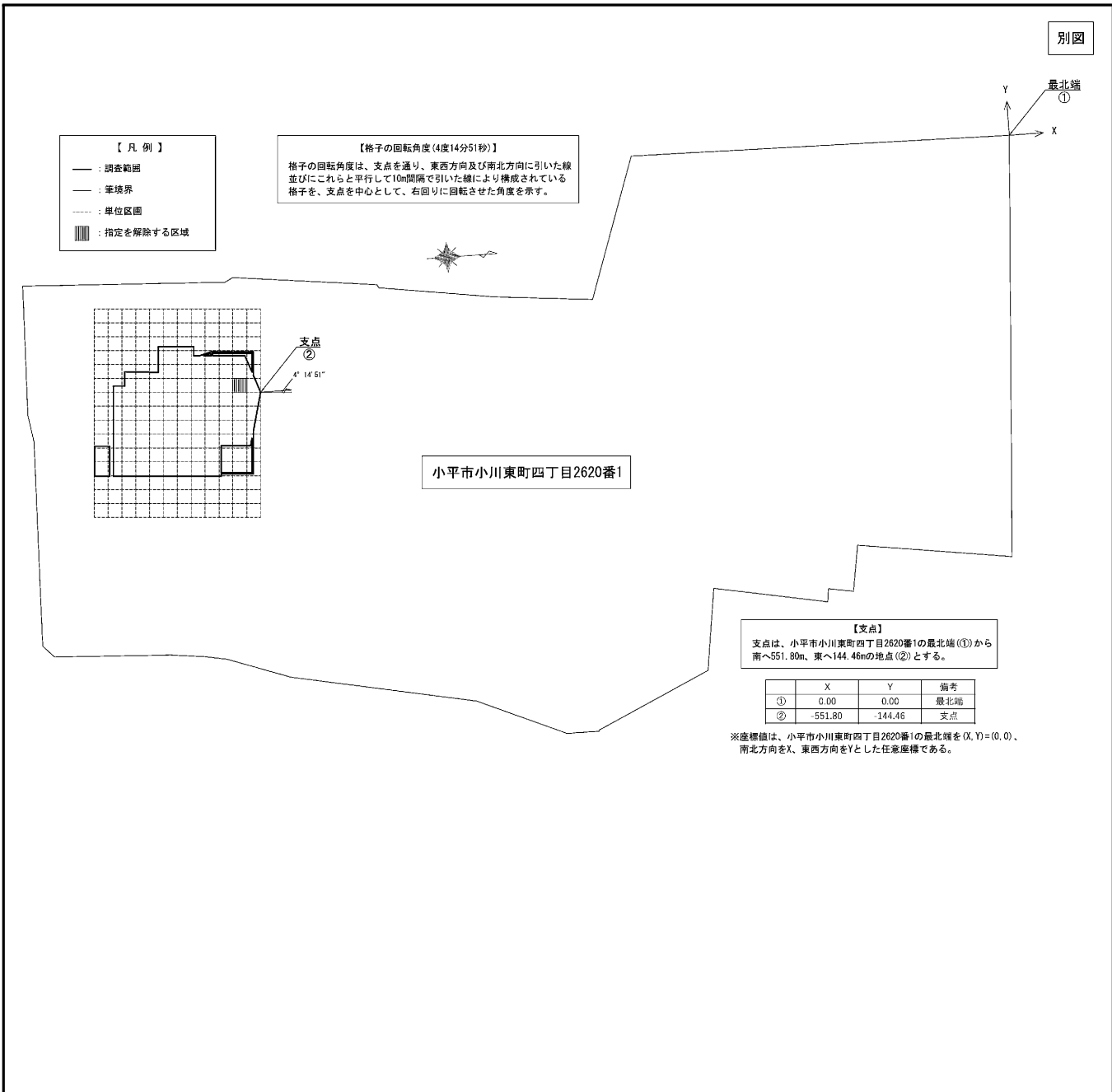
●東京都告示第千百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(小平市小川東町四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年十一月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地

サンシティ立川昭和記念 立川市砂川町二丁目七十一番地公園

公 告

国土調査の成果の認証について

八王子市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者 八王子市の名称

二 調査を行った期 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで、同年四月から平成三十年三月まで及び同年四月から平成三十

一年三月まで

三 成果の名称 八王子市(大横町及び本町の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 八王子市大横町及び本町地区

五 認証年月日 令和五年九月十五日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

東村山市久米川町二丁目三十番四、同番三十二、同番三十五及び同番三十六 港区高輪三丁目二十二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

東村山市秋津町二丁目十一番十、同番十八及び同番百十七 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

小平市上水南町三丁目五百八十九番三 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

武蔵野市関前三丁目五百九十九番一 調布市仙川町二丁目七番地七 齊藤 照美

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七號
〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

